

太平洋クロマグロの管理状況について (3.16版)

以下の海域において操業自粛の勧告等が発出されましたのでお知らせします。

京都府：小型魚（30kg未満）のクロマグロについて、

一部の漁業者に操業自粛の勧告等が出され、遊漁者も対象となる場合があります。

富山県：小型魚（30kg未満）のクロマグロについて、

一部の漁業者に操業自粛の勧告等が出され、遊漁者も対象となる場合があります。

愛媛県：小型魚（30kg未満）のクロマグロについて、

一部の漁業者に操業自粛の勧告等が出され、遊漁者も対象となる場合があります。

和歌山県：大型魚（30kg以上）のクロマグロについて、

一部の漁業者に操業自粛の勧告等が出され、遊漁者も対象となる場合がありますが、解除されました。（県計画の変更により、漁獲可能量が増えたためです。）

なお、詳しい状況については、府の担当部署に確認して下さい。

○京都府水産事務所 漁政課

電話：0772-22-4438

○富山県 農林水産部 水産漁港課

電話：076-444-3293

○愛媛県 農林水産部 水産局 水産課

電話：089-912-2620

○和歌山県 農林水産部 水産局 資源管理課

電話：078-441-3010

遊漁者・遊漁船業者の皆様への要請の内容については水産庁のHPでも確認できます。

http://www.jfa.maff.go.jp/j/yugyo/y_kuromaguro/kyouryokuirai.html

以上につきまして、遊漁者・遊漁船業者の方々への周知のご協力方、よろしくお願い致します。